

償却資産申告書の提出は平成24年1月31日まで

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などを言います。

例えば、構築物(煙突、鉄塔など)、機械および装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備など)、船舶、運搬具、工具などです。

償却資産は、事業者自らが市町村に毎年1月末日までに申告することになっています。平成24年1月1日現在の資産状況を1月31日(火)まで税務課へ申告してください。

- ▶ **提出書類** 申告書、種類別資産明細書
- ▶ **課税標準額** 平成24年1月1日現在の償却資産の価格で、課税台帳に登録された価格です。
- ▶ **免税点** 課税標準額の合計が150万円未満の場合には課税されません。
- ▶ **税額** 課税標準額に1.4%(税率)を乗じて算出されます。

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎ 52 - 5853

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

平成23年1月2日から平成24年1月1日までの間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は税務課まで届出を行ってください。

新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることとなります。

また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届出を行ってください。届出がない場合には、前の所有者に課税されることとなります。

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎ 52 - 5853

土地登記簿の地目と現況が違う場合は届出を

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は届出を行ってください。

この届出を怠りますと、実際(現況)は畑なのに登記簿の地目が宅地であるため宅地として課税されることがあります。

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎ 52 - 5853

太陽光発電などの導入予定はありますか？お知らせ下さい！

原発事故を機に再生可能エネルギーに対する意識が高まりつつある中、太陽光などでの発電をお考えの方が多くなってきています。

しかし、発電用設備を導入しようとしても高額で初期投資がかさむため、なかなか導入の機運は高まらない状況です。

平成24年4月1日以降に自ら居住する既存住宅や新築住宅(併用住宅を含む)に太陽光などの再生可能エネルギーによる発電設備や太陽熱利用施設などの設置に対する補助事業を検討しています。

そこで、住宅に太陽光発電などの施設導入をこれから予定される方は、町民環境課までお知らせ下さい。

問 氷川町役場 町民環境課 ☎ 52 - 5851

まちからの お知らせ

お知らせ

ありがとうございます「ふるさと氷川応援寄附金」

「氷川町のために役立ててください」と、ふるさと氷川応援寄附金(ふるさと納税)をいただきました。

皆さまのご厚意による寄附を町の発展のために有意義に活用していきます。

【寄附いただいた方】

- ・大名 幸一 様(広島県)
- ・緒方 博文 様(熊本市)
- ・秋山 秀之 様(茨城県)

「ふるさと寄附金」とは、「生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい」、「ふるさとのために貢献したい」という善意の気持ちを寄附金という形にするもので、応援や貢献したいと思う地方自治体へ寄附された場合、その相当額が、所得税やお住まいになっている自治体の個人住民税から控除される制度のことです。

問 氷川町役場 総務財政課 財政係 ☎ 52 - 7111

平成12年度以後に相続・贈与などにかかる生命保険契約に基づく年金を受給していた方へ

遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった分については、所得税の対象とならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月)を受け、過去5年以内の納めすぎになっている方に、所得税と同様に住民税も還付を行ってきました。

これに加え、平成23年6月から所得税では、過去5年を超える平成12年までの対象期間についても、特別還付金として支給する制度が創設されました。

この制度の開始に伴い、本町でも住民税の特別還付を実施致します。

詳しくはお問い合わせください。

▶ **申請期間**

平成24年1月4日～平成24年6月30日

問 氷川町役場 税務課 住民税係 ☎ 52 - 5853

氷川土地改良区総代総選挙

任期満了に伴う氷川土地改良区の総代総選挙を次の日程で行います。

1. **選挙期日** 1月26日(木)
2. **選挙期日の告示** 1月19日(木)
3. **立候補届出期間** 1月19・20日の8時30分から17時まで
4. **立候補受付場所** 氷川土地改良区事務局
5. **立候補届出の方法** 立候補届出用紙に所要事項を記入し、届出期間内に定められた場所に届け出る。
※届出用紙は、氷川土地改良区事務局および氷川町選挙管理委員会にあります。
6. **辞退届** 立候補届出期間内に文書で届け出る。
7. **定数**

選挙区	選挙区域	総代定数
第1選挙区	氷川町(島地、鹿島、鹿野、網道)	21人
第2選挙区	氷川町(若洲) 宇城市小川町(不知火)	5人
第3選挙区	氷川町(野津、高塚、大野、新田、吉本)	15人
第4選挙区	氷川町(宮原栄久、宮原、今、早尾、椿、有佐、中島) 八代市鏡町(有佐、中島)	10人

お問い合わせ先 氷川土地改良区 ☎ 52 - 2452 氷川町選挙管理委員会 ☎ 52 - 7111

道路工事に伴う交通規制のお知らせ



近隣住民の方にはご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。



工種	工事番号	工事名	工事場所	請負者	工期	交通規制
①道路工事	(繰)農整第2号	農道早尾小柳線舗装工事	早尾	福島建設	H23.12.20~H24.2.20	全面通行止
②道路工事	建設第5号	町道南早津1号線道路改良工事	法道寺	木下工業	H23.12.28~H24.3.16	全面通行止
③道路工事	建設第6号	町道若洲グラウンド線道路改良工事	若洲	藤井建設(株)	H23.12.28~H24.3.23	全面通行止